

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

处分基準（不利益処分関係）

法令名	資料番号	3-6	担当課	長寿介護課
登録の消除	根拠条項	69条の39第3項	許認可等の内容	介護支援専門員の登録の消除
(登録の消除)				
第69条の39(略)				
3 第69条の2第1項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。				
一 第69条の2第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った場合				
二 不正の手段により第69条の2第1項の登録を受けた場合				
三 介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合				
(介護支援専門員の登録)				
第69条の2厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。				
一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの				
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者				
三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者				
四 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者				
五 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者				
六 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者				
七 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの				
(報告等)				
第69条の38(略)				
3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。				
(申請等に基づく登録の消除)				
第69条の6都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第69条の2第1項の登録を消除しなければならない。				
一 本人から登録の消除の申請があつた場合				